

魚津市告示第48号

魚津市会計年度任用職員の時差出勤に関する実施要綱の一部改正について

魚津市会計年度任用職員の時差出勤に関する実施要綱（令和5年魚津市告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月25日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(時差出勤勤務の区分)</p> <p>第3条 時差出勤勤務をする会計年度任用職員の勤務時間及び休憩時間は、次のとおりとする。</p> <p>【別記】</p> <p>第4条・第5条 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(時差出勤勤務の区分)</p> <p>第3条 時差出勤勤務をする会計年度任用職員の勤務時間及び休憩時間は、次のとおりとする。</p> <p>【別記】</p> <p>第4条・第5条 (略)</p>

【別記】

改正案

区分	勤務時間	休憩時間
区分1	午前7時から午後3時45分まで	正午から午後1時まで
区分2	午前8時から午後4時45分まで	
区分3	午前9時から午後5時45分まで	
区分4	午前10時から午後6時45分まで	
区分5	<u>午前11時15分から午後8時まで</u>	午後4時から 午後5時まで
区分6	<u>午前11時45分から午後8時30分まで</u>	
区分7	<u>午後0時15分から午後9時まで</u>	
区分8	<u>午後0時45分から午後9時30分まで</u>	

現行

区分	勤務時間	休憩時間
区分1	午前7時から午後3時45分まで	正午から午後1時まで
区分2	午前8時から午後4時45分まで	
区分3	午前9時から午後5時45分まで	
区分4	午前10時から午後6時45分まで	
区分5	<u>午前11時から午後7時45分まで</u>	午後5時15分から 午後6時15分まで
区分6	<u>午後0時30分から午後9時15分まで</u>	
区分7	<u>午後1時から午後9時45分まで</u>	

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。